

(参考資料)

住友信託銀行株式会社

「株式流動化信託」のビジネスモデル特許成立について

住友信託銀行株式会社(取締役社長/常陰 均)は、平成 20 年 3 月に出願していた「株式流動化信託」のビジネスモデルについて、この程、特許査定通知書を受領しましたので、特許の概要ならびに「株式流動化信託」の商品概要について、お知らせします。

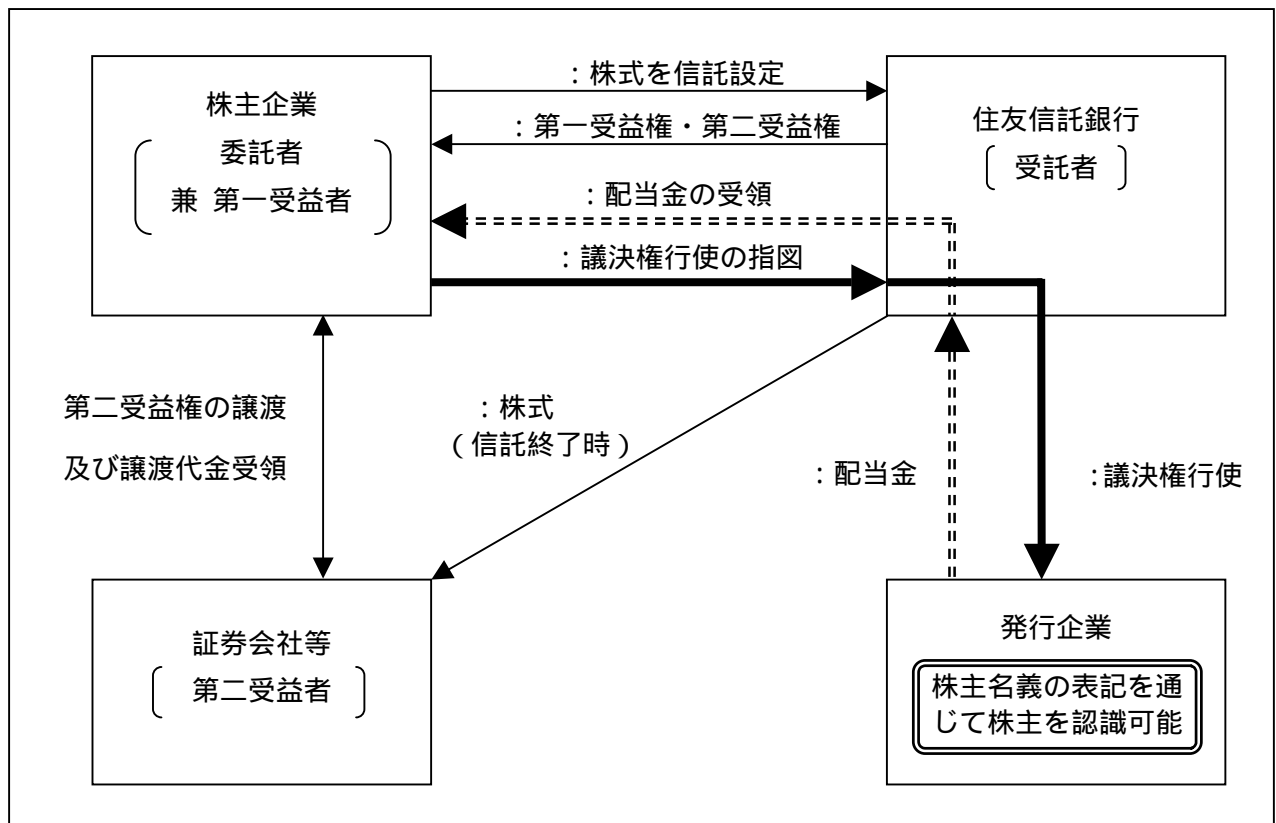
記

1. 成立した特許の概要

- (1) 発明の名称 : 株式流動化信託管理システム
- (2) 出願年月日 : 平成 20 年 3 月 6 日
- (3) 出願番号 : 特願 2008 - 055783
- (4) 公開番号 : 特開 2009 - 211586

現在、特許登録手続き中です。

2. 「株式流動化信託」の商品概要



【「株式流動化信託」の仕組み】

株主企業が保有している株式を、住友信託銀行に信託設定していただきます。

株主企業は、信託設定と同時に第一受益権と第二受益権を受け取ります。

第一受益権：「議決権行使指図権」「配当金受領権」等

第二受益権：「株式引取請求権(信託終了時)」等

株主企業は、証券会社等に第二受益権を譲渡することにより、譲渡代金を受領します。

信託期間中、株主企業は「住友信託銀行に対して議決権行使の指図を行うこと」「住友信託銀行を通じて普通配当金に相当する配当金を受領すること」が可能です。

住友信託銀行は、株主企業の指図に基づいて、発行会社に議決権行使を行います。

～ 信託設定した株式が、信託期間中に市場で流通することはありません。

信託終了時には、住友信託銀行が株式を証券会社等に交付いたします。

3. 住友信託銀行の「株式流動化信託」の特長

法務・財務・税務の専門家と協働で1年以上にわたり慎重に検討を進めて商品を開発いたしました。

「権利確定日」に発生する株主としての代表的な権利である「議決権行使」と「配当金受領」の2つの権利を同一者に帰属させることにより、「議決権の信託」や「株式不可分の原則」に該当しないよう工夫しております。

信託された株式の株主名簿上に「株主企業の社名」を表示することが可能です。

平成20年3月6日に出願していたビジネスモデル特許について、今般、特許成立が確実となりました。

東証一部上場企業による取組実績が複数件ございます。

4. 本商品の利用効果

法人のお客さまは、株式の発行企業との関係の強化や維持を目的として株式を保有することがあります。しかしながら、上場株式を保有すると「株価下落に伴う評価損の計上」、「固定資産の増加」、「投下資金の固定化」などの財務的な負担が生じます。

従来は、株式保有に伴って発生する財務的な負担のみを抑制することは困難でしたが、本商品を利用することにより、「発行会社との関係の強化や維持」と「財務的な負担の抑制」を同時に実現することが可能となります。

株主企業は、保有株式の一部をオフバランス処理することを通じて、「議決権行使を指図する権利」を確保しつつ、保有株式を実質的に譲渡したことと同様の効果を楽しむことが可能です。

【オフバランス処理に伴う効果】

『株価変動リスクの回避』、『資金調達』、『資産圧縮』

5. 本商品の利用タイミング

< 株式保有時 >

本商品の取組みを通じて、株主企業は利用効果を楽しむことができます。

信託された株式は信託終了と同時に第二受益者に交付されますが、新たに同一銘柄の株式を株式市場等から取得することにより、当該株式の株主としての立場を継続することができます。

< 株式新規取得時 >

新たに株式の取得・保有を行う際、取得した株式を用いて本商品を利用することで、株式をそのまま保有する場合と比較すると、より少ない財務負担で株式を保有することができます。

< 株式処分時 >

保有株式の処分が難航する場合、本商品を利用して一定期間議決権を確保することで、発行企業との関係を悪化させることなく、株式保有に伴う財務的な負担を抑制することができます。

以上